

# 横手市立増田小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義といじめに関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめへの対応は、本校の重要課題の一つであるという認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる事案に対しては、特に初期指導の徹底を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組（別表「いじめ対策年間指導計画」）

### (1) 学級経営の充実

- 「にっこりアンケート」等を生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 個別指導や教育相談を活用しての児童の「居場所づくり」、異学年集団の活動や学級活動を通して、児童による主体的な「絆づくり」の推進に努める。
- 「分かった」「できた」「もっと」とつぶやく児童の育成に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳科の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 相談体制の整備

- 学校教育目標や学級経営目標の実現、生徒指導の充実に向け、対応策（学級経営の課題、子どもの実態に応じた指導、気になる児童についての情報の共有と課題など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 「にっこりアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 児童との教育相談、保護者面談を定期的に設定し、教育相談の充実に努める。

### (4) 縦割り班活動（ファミリー活動）の実施

- 縦割り班活動では協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

#### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○近隣の小・中学校や保育園との情報交換や交流学习を行う。

### 4 いじめ早期発見のための取組（別表「いじめ対策年間指導計画」）

#### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。児童、保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、横手市教育委員会、横手市役所増田地域局、南教育事務所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

#### (2) 「にっこりアンケート」の実施

定期的に「にっこりアンケート」を実施する。そのアンケートを基に、一人一人の児童と面談をして、思いをくみ取るとともに、異変を察知したときは迅速かつ確実に対応する。

#### (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

### 5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を事案の解消が図られるまで継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずるとともに、校内で情報を蓄積する。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、横手市教育委員会及び増田幹部交番等と連携して対処する。

### 6 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

○児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

#### (2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、横手市教育委員会に速やかに報告する。

○横手市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表>

## いじめ対策年間指導計画

	具体的実践事項		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止基本方針についての検討（生徒指導委員会）</li> <li>いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>児童に対する情報交換（職員会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級開きや学級ルールづくり（学級活動）</li> <li>町内子ども会①</li> <li>行事を通した人間関係づくり（入学式、交通安全指導）</li> <li>縦割り班顔合わせ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策についての説明、啓発</li> <li>P T A総会、学習参観、学年学級P T A</li> <li>交通安全教室</li> <li>連休中の指導協力依頼</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（校外学習、農業体験）</li> <li>（運動会）</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会</li> <li>児童に関する情報交換（職員会議）（児童を語る会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（自然体験活動）</li> <li>（農業体験交流学习）</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> <li>インターネット状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内子ども会②</li> <li>教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A学習参観、学年学級P T A</li> <li>教育面談</li> <li>夏休みのくらし指導協力依頼</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> </ul>		
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> <li>「にっこりアンケート」の実施、考察、対応策の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（学習発表会、農業体験）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（なべっこ遠足、校内駅伝大会）</li> <li>（農業体験交流学习）</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（農業体験交流学习）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> <li>「にっこりアンケート」の実施、考察、対応策の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A教育講演会</li> <li>町内子ども会③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A学習参観、講演会、学年学級P T A</li> <li>冬休み中のくらし指導協力依頼</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する情報交換</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価の実施</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会</li> <li>児童に関する情報交換</li> <li>学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（雪まつり集会 スキー教室）</li> <li>（6年生を送る会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A学習参観、学年学級P T A</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の取組の成果と課題</li> <li>児童に関する情報交換（職員会議）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事を通した人間関係づくり（卒業式）</li> <li>町内子ども会④</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>春休み中のくらしについて指導協力依頼</li> </ul>